

# 令和元年度食の安全推進のための意見交換会議事録

令和元年 12 月 23 日（月）

県庁西館 4 階健康福祉部会議室

（出席者から出された質疑及び意見を中心として）

資料 1	平成 30 年度食の安全推進のための意見交換会（H31. 1. 24）議事録
資料 2	アクションプラン主要事業実績一覧（事務局）
資料 3	アクションプラン管理指標の一部改訂（衛生課・薬事課）
資料 4	食品衛生法の一部を改正する法律（衛生課）
資料 5	食品衛生法改正への対応（衛生課）
資料 6	食品衛生法施行条例（管理運営基準）の改正（衛生課）

を通して

発言者	内容及び回答
静岡県食品衛生協会事務局長	法改正によって、今までの県の管理運営基準がなくなって、国の定めたものになるということであるが、衛生管理のレベルは今までと変わるのか、どのような方向性なのか。
衛生課長	今後は、一般的な衛生管理に加えて HACCP が原則、全施設に要求されることとなります。国は法改正において平準化をキーワードとしており、全体から見れば、衛生管理レベルは上がっていく方向であると考えております。 食中毒防止は大切なことなので、今までの一般的な衛生管理のレベルを落とさず、それにプラスしてソフト面を重視した HACCP が取り入れられるため、導入支援に力を入れてまいります。
静岡県食品衛生協会事務局長	事業者の規模や理解度も様々なので、通り一遍の話で終わることのないよう、指導方法を徹底していただきたい。また、分かり易く細かい丁寧な指導をお願いしたい。
衛生課長	数が多い飲食店と中小規模の製造業に向け、今年から新規事業として「はじめようホップ・ステップ・HACCP 事業」を進めています。業界団体が作成した「手引書」があるので、飲食店については講習会を開催し、ご自分のお店の想定するものをその場で作成していただいています。 製造業については、保健所が施設へ伺い業種毎の手引書を案内し、回を重ねていくことで継続的な導入支援を進めているところです。できるだけ具体的に指導してまいります。

資料7	景品表示法に基づく表示等の適正化(県民生活課)
資料8	機能性表示食品制度への対応(新産業集積課)
資料9	GAP認証取得の推進(地域農業課)
資料10	安全・安心な静岡茶への取組(お茶振興課)
資料11	「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組(R1年度)(教育委員会)
資料12	CFS(豚コレラ)の発生状況と緊急対策(畜産振興課)
資料13	食の安全・安心への取組(水産振興課)
資料14	しずおか食の安全推進幹事会関係日程(事務局)
を通して	
発言者	内容及び回答
静岡県漁業協同組合連合会指導担当参事	(資料13) 県内20ヵ所の地方卸売市場について、これらの施設は、漁業者が獲った魚を仲買いさんへ引き渡すというだけの施設だが、HACCPの対応が必要になるのか。その場合、いつまでにどのような手続きが必要になるのか。
衛生課長	競り売り業の方は営業許可があり、水産物を取り扱うためHACCPに沿った衛生管理を実施する対象となります。導入のための手引書があるので、この手引書を基に、考え方を取り入れた衛生管理について、我々食品衛生部門であれば、食品衛生監視専門班がご指導させていただくことになります。
静岡県漁業協同組合連合会指導担当参事	すでにそういう手引書を基に指導がされているということか。
衛生課長	指導を進めているところです。水産振興課でも同じ手引書を基に導入支援をする話があるため、市場の立場、衛生課の両方から支援を進めていくことになります。 事業団体で、会合等で集まる機会に依頼していただければ、内容等をご説明することができ、効率的ですので、機会があれば教えていただくと助かります。 また、期日は1年間の準備期間が設けられるため、実際に適用されるのは令和3年からとなります。
静岡県立大学教授	情報提供だが、食品安全委員会の器具包装の専門委員で、器具容器包装の安全性評価をやっている。こういう容器包装の時にはこういう条件ですよという形で振り分けされることになるので、器具容器包装を作っている業者さんやそれを使っている食品加工会社さんは、これから色んな規制が入ってきて大変という印象。
衛生課長	情報提供、ありがとうございます。
静岡県立大学教授	(資料8) フーズ・サイエンスのプロジェクトの5カ年計画時の会議でもHACCPの話が出ており、説明がなかったが、衛生課等関連部局と協力しているのか、どのような形になっているのか。

<p>新産集積課班長</p> <p>静岡県立大学教授</p> <p>衛生課長</p>	<p>フーズ・サイエンスセンターも協力して実施しているが、フーズ・サイエンスプロジェクトは県の計画となる。県の全機関で総合的に関連するものに取り組んでいるため、こちらの関係課と協力して実施しているということになります。</p> <p>県の専門職大学が4月からスタートすると思うが、静岡茶の安心安全ということについて教育していくのかどうか教えて欲しい。</p> <p>今のところ、定期的な授業を持つような話や依頼はありませんが、協力できる部分があれば積極的に対応したいと考えております。</p>
<p>静岡県漁業協同組合連合会指導担当参事</p> <p>地域農業課課長代理</p>	<p>(資料9) 東京オリンピック・パラリンピックでの食材の調達基準というのは明らかになっているか。水産物には GAP の認証を取得しているものはないと聞いている。MSC や MEL*など国内の認定基準もあるようだが、それは調達基準に含まれるか。</p> <p>*MSC (Marine Stewardship Council 海洋管理協議会) MEL (Mzrine Eco-Label Japan (一社)マリン・エコラベル・ジャパン協議会)</p> <p>水産物についても認定基準を満たしているものは調達の対象となっています。本年6月に水産物も含め、県内の認証の要件を満たしている事業者の方々へ、オリンピック・パラリンピックへの提供の意思の有無について確認しています。</p> <p>確認した内容については、選手村本村において食材を取り扱う業者へ情報提供しており、食材の9割方は決定している状況です。</p> <p>分村については、食材を取り扱う業者が本村とは別のため、まだ供給できる余地があるため、情報収集を行っているところです。できるだけ県産品を使っていただけるよう、PRしてまいります。</p>
<p>静岡県消費者団体連盟会長</p>	<p>機能性表示食品について、静岡県の農産物はきちんとした根拠を基に機能性食品となっているので問題はないが、「難消化性デキストリン」はトクホ(特定保健用食品)で認められていることから、これを含む清涼飲料水が機能性食品として非常に増えている。</p> <p>機能性食品であることで、消費者は国のお墨付きであるという解釈をし、メーカーも届出が受理されていることを「国の許可を取っている」という表現で宣伝している。そのため、消費者が健康効果を期待し飛びつきやすいと感じる。特に、医療機関にかかっている方については、治療の効果が出にくく逆効果であるとも言われているため、摂取する際には、医師に相談するよう勧めているが、多くの消費者は相談していない。</p> <p>通常健康食品より健康効果があると過大な期待をされないよう啓発ができないか。</p> <p>ゲノム編集食品が近いうちに食卓へ上るのではないかという報道がされている。遺伝子組み換え食品と同様に、他の遺伝子を組み込んだ場合には審査も表示も必要であるが、自然交配でも起こりうる遺伝子の編集をした場合には表示はしないという検討がなされているようだ。消費者団体連盟としては、どのようなゲノム編集であっても表示をして欲しいというお願いをしてい</p>

る。

ゲノム編集食品を有機JASとして認めるかどうかについて、国がパブリックコメントを募集している。有機JASは要件が一番厳しいので、遺伝子組み換え食品も認められていない。ゲノム編集食品も遺伝子組み換え食品同様に認めるべきではないとコメントをした。

ゲノム編集は、国でも技術革新を進めているため、様々な研究が進んでいるが、未知のリスクについて専門家からの指摘もあることから、様々な情報を消費者に伝えて欲しいと望んでいる。県でも、国から通達があった際には、消費者に分かりやすく伝えて欲しいと具申して欲しい。

新産業集積課班長

機能性表示食品を過剰に摂取することは非常に心配なことだと思います。そのため、機能性表示食品が国に届け出された場合には、過剰摂取につながらないことについて確認がなされています。

我々ができることとして、一つの食品を食べて健康になるということはないので、どういった食品をどの様なバランスで摂取したら良いかを、県立大学や健康増進課等と協力して啓発していく事が大切だと考えています。

衛生課長

衛生課でも消費者へ、食の安全安心について伝えることが大切であると考えます。

タウンミーティングや、スーパーマーケットに設置しているちゃっぴーの情報掲示板など、人が集まる場や、県のホームページを活用して、様々な角度から国から得た情報をやさしく分かりやすくお伝えすることで、消費者に正しい情報を知っていただき、選択肢が広がるよう、取組みを進めてまいります。

ゲノム編集食品について、表示がされないことはネックであり、消費者が不安を持っているため、表示がされる方が良いと考えますが、国の動向を注視しながら、我々が持つ情報を消費者へ正しく速やかに発信してまいります。